

## 重要事項説明書

- 小売電気事業者の名称、登録番号、住所
  - 名称：TG オクトパスエナジー株式会社
  - 登録番号：A0793
  - 住所：東京都中央区日本橋箱崎町41番12号 KDX箱崎ビル8階
  
- お問い合わせ先  
カスタマーサービスチーム
  - 電話：0800-080-7927  
【受付時間】 月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00
  - メール：hello@octopusenergy.co.jp  
【受付時間】 24時間365日（営業時間は、月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00）
  
- お申し込みの方法  
本契約は、当社指定のウェブサイトまたは申込書等によりお客さまからのお申し込みを受け、当社が承諾したときに成立し、解約されるまで継続します。申込書等で本契約の締結手続きを当社が手続き代行を委託する代理事業者等が行った場合は、申込書等の営業箇所記入欄に当該代理事業者等の名称を記載します。
  
- 需給開始予定日
  - 需給開始予定日はあくまで目安です。お申し込み後の所定の手続きは通常1～2か月程度で完了いたしますが、お申し込み時のお客さま情報に誤りがあった場合やお申し込み内容・状況により所定の手続き終了までに時間を要することがあります。その場合は、需給開始予定日に電気の供給を開始できないことがあります。また、必要事項の確認がとれない場合には、電気の供給を開始できないことがあります。
  - 需給開始予定日は、インターネット上での開示、電子メールの送信または書面の交付その他当社が適当と判断した方法でお客さまにお知らせします。
  - 需給開始予定日は、原則として以下のとおり決定します。
    - <他社から電気契約を切り替える場合>（※ 需給開始予定日は指定できません。）
      - ◇ スマートメーター未設置の場合  
お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日以降に到来する最初の計量日または検針日
      - ◇ スマートメーターが設置済みの場合  
お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して1営業日に2暦日を加えた日以降に到来する最初の計量日または検針日
    - <お引越（転入）される場合>  
原則として、お客さまが希望した日
  - なお、当社および他の小売電気事業者に申し込みをせずに既に電気の使用を開始している場合は、使用を開始した日にさかのぼって需給開始日とします。
  - <当社の他の契約種別の電気需給契約から切り替える場合>

原則として、お申し込み後、所定の手続きが終了した日以降に到来する最初の計量日または検針日

- お引越（転入）の場合にご注意いただきたい点について
  - お申し込み内容の確認のため、当社からお電話させていただくことがあります。
  - 特に、以下の場合には、ご希望の使用開始日までに手続きが進められません。当社からお申し込み内容の確認をさせていただいた場合にはご協力をお願いいたします。
    - ◇ 新築の場合や同住所で複数の電気メーターがある場合等、お客さまの電気メーターを特定できない場合
    - ◇ ご使用場所の契約容量等を特定できない場合
  - 使用場所にスマートメーターが設置されている場合等には、上記の確認ができずに手続きが進められないと、使用開始日当日に電気が使えないことがあります。その場合には、電気メーターの計器番号をご確認いただき、再度当社窓口へご連絡ください。お電話にて必要事項を確認のうえ通電手続きを行います。なお、通電手続き完了までお時間を要しますので予めご了承ください。
  - 前住者と前住者が契約していた小売事業者との電気需給契約が継続している場合、前住者の当該需給契約が解約となった時点で電気供給が中断されることがあります。電気供給を再開するためには、上記のお問い合わせ先までお問い合わせください。
- 電気料金およびその計算方法
  - 電気料金は、原則として「基本料金+電力量料金（燃料費調整額を含む）+再生可能エネルギー発電促進賦課金」の合計とします。
  - 各メニューの料金単価や割引内容等の詳細は、別途当社が定める「電気料金メニュー定義書」(<https://octopusenergy.co.jp/terms>) や「付帯メニュー定義書」(<https://octopusenergy.co.jp/terms#menu-definition-supplementary>) 等をご参照ください。
  - 電気需給約款に定める適用条件を満たした場合には、「友達紹介割」を適用し、電気料金を割引きます。友達紹介割の詳細は、「電気需給約款」(<https://octopusenergy.co.jp/terms>) をご確認ください。
- 電気ご使用量の計量や電気料金の計算方法
  - 月ごとの電気の計量日または検針日は、お客さまの属する区域に応じて一般送配電事業者が定めます。
  - 当社は、一般送配電事業者が計量した電気ご使用量を、計量日または検針日以降に受領し、その値をもとに電気料金を計算いたします。
  - 料金の算定期間は、原則として前月の計量日または前月の検針日から、当月の計量日の前日または当月の検針日の前日までとします。当社はこの期間の電気ご使用量をもとに、電気料金を計算します。ただし、電気の需給を開始した場合は、需給開始日から直後の計量日の前日または検針日の前日までを、電気需給契約を解約した場合は、直前の計量日または検針日から解約日の前日までを料金の算定期間とします。
- 電気料金の支払方法
  - 電気の計量日または検針日以降に、口座振替もしくはクレジットカード払いでお支払いいただきます。
  - 支払期限日は、支払方法が口座振替の場合、電気需給約款で定める口座振替日、クレジットカード払いの場合、電気需給約款で定める立替払いがされる日とします。口座振替日や立替払いがされる日は、原則として電気料金の請求日にお知らせします。

- 電気料金の請求は、原則として当社 Web サイトのお客さま専用ページ（以下「マイページ」といいます。）へ掲載する方法により行います。当社はマイページ上に請求額にかかわる電子データを登録したことをもって、お客さまへの請求を行ったものとします。
- 料金が支払期限日までに支払われない場合には、延滞利息をお支払いいただく場合があります。

- 工事費負担金等について

電気需給契約の開始または変更等にもない、一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合で、一般送配電事業者の託送供給等約款にもとづき当社が工事費負担金等を請求されたときは、当該工事費負担金等に相当する金額をお客さまに負担していただきます。支払方法については別途当社からご案内いたします。その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金など一般送配電事業者から当社に請求される費用についても同様に、お客さまに負担していただきます。

- 契約容量等（契約電流（A）、契約容量（kVA）、契約電力（kW））

- 東京電力エリア・中部電力エリア・東北電力エリア・九州電力エリア・北海道電力エリア・北陸電力エリア  
契約容量等は原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値とします。ただし、この方法により決定することができない場合は、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量等の値を引き継ぐことや、当社指定の値とすることがあります。
- 関西電力エリア・中国電力エリア・四国電力エリア  
契約容量等は原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量等の値とします。ただし、この方法により決定することができない場合は、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値とすることや、当社指定の値とすることがあります。
- 電気の使用開始と同時に契約容量等の変更はお申し出いただけません。

- 供給電圧と周波数

- 供給電圧：一般送配電事業者にお客さまの供給設備を確認のうえ、次のいずれかの電圧で電気を供給いたします。  
100V / 200V / 100V および 200V
- 周波数：50Hz または 60Hz とします。

- 電気の需給に関するお客さまのご協力をお願い

電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された内容を遵守していただきます。それにもない、当社または一般送配電事業者からお客さまに以下に記載する事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ① お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
- ② 電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に一般送配電事業者が実施する停電（お客さまの電気の使用の中止または制限）
- ③ お客さまの承諾を得た上で、一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り
- ④ お客さまの電気のご利用にともない他者の電気の使用を妨害するおそれがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
- ⑤ 電気工作物に異常もしくは故障があり、またはそのおそれがある場合、およびお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合におけるその旨の通知

- 電気料金メニュー適用期間

電気料金メニューの適用開始日は、新たに電気需給契約に申し込みいただいた場合には需給開始日とします。電気料金メニューの変更の場合には、原則として当社が変更を承諾した直前の電気の計量日または検針日とします。ただし、お申し込み内容・状況により、電気料金メニューの変更にかかる所定の手続き終了までに時間を要する場合等は、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日または検針日となることがあります。電気料金メニュー適用期間は、適用開始日から電気需給約款 29 および 30 に定める解約日または終了日までとします。

- お客さまからのお申し出による契約の変更・解約

- お客さまの都合により当社への電気の切り替えを取りやめることとなった場合、お客さまは切り替えによる電気の需給開始予定日より前に当社にその旨をお申し出いただく必要があります。
- お客さまが契約の変更または解約を希望される場合は、以下の方法でご連絡下さい。なお、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量等を新たに設定もしくは変更した後の計量日または検針日から 1 年目の日が属する月の計量日または検針日まで、契約容量等を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。
  - ◇ 契約容量等の変更を希望される場合：上記のお問い合わせ先にお問い合わせ下さい。
  - ◇ 電気料金メニューの変更を希望される場合：上記のお問い合わせ先にお問い合わせ下さい。
  - ◇ 解約を希望される場合：上記のお問い合わせ先に最後に電気を使用する日の 2 営業日前までにお問い合わせください。なお、建物の解体を伴う場合は、最後に電気を使用する日の 7 営業日前を目途にお問い合わせください。ただし、他の小売電気事業者への切り替えにもとづく当社との契約の解約の場合には、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。なお、切り替え先の契約内容によっては、当社へのご連絡が必要な場合がございます。
- 引越し（転出）等の理由や他の小売電気事業者への切り替えによってお客さまが本契約の解約を希望する場合で、①新たに契約容量等を設定した日または契約容量等を増加した日から本契約の解約日までの期間が 1 年未満、かつ②当社が一般送配電事業者の託送供給等約款にもとづき一般送配電事業者から料金や工事費等の精算を求められた場合には、お客さまはその金額相当額を負担していただきます。

- 当社からの契約の変更・解約

- 当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正や社会的経済的な影響等当社が必要と判断した場合には、民法第 548 条の 4 の定型約款の変更の規定にしたがい、お客さまの了承を得ることなく、電気需給約款、電気料金メニュー定義書および付帯メニュー定義書（以下「電気需給約款等」といいます。）を変更する場合があります。その場合には、電気需給約款等を変更する旨および変更後の電気需給約款等の内容ならびに変更の効力発生日を、インターネット上での開示、電子メールの送信または書面の交付その他当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。
- お客さまと当社とのこれまでの契約状況（お支払い状況含む）により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から本契約を解約することがあります。
- その他、支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合やお客さまが当社の電気需給約款等に違反した場合には、当社から本契約を解約することがあります。また、お客さまが移転し電気を使用されていないことが明らかかな場合、当社は本契約を終了することがあります。
- 上記の場合において、本契約の終了後、お客さまは無契約状態となり、電気の供給が止まるおそれがありますので、他の小売電気事業者と小売供給契約を締結するか、供給義務を負う電気事業者に供給申し込みをしていただく必要があります。

- グリーンオクトパス 2022-04-v1 の特徴（本項目は、当該メニューを申し込まれたお客さまのみが対象です。）
  - グリーンオクトパス 2022-04-v1 は、当社がお客さまに供給する電気について、再生可能エネルギー指定の非化石証書を 100%利用し、実質的に再生可能エネルギー100%かつ二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をゼロとする電気料金メニューです。
  - 本メニューにおける電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）の計画値は、当社ホームページ（<https://octopusenergy.co.jp/fuel-mix-green>）をご確認ください。実績値は、前年度の実績確定後、前述の当社ホームページでお知らせいたします。
  - 当社がお客さまに供給する電気に用いる非化石証書は、再生可能エネルギー指定のものとし、発電所や電源の種類を特定するものではありません。お客さまの電力使用量が当社の想定を上回る場合や、非化石証書の調達状況が悪化した場合、および天災地変、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由が発生した場合で当社がやむを得ないと判断した際は、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用することや非化石証書の使用状況が 100% とならないこと、二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）が実質的にゼロとならないことがあります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負いません。
  
- EV オクトパス 2022-06-v1 の特徴（本項目は、当該メニューを申し込まれたお客さまのみが対象です。）
  - お客さままたはお客さまと同居する家族（以下まとめて「お客さまご家族」といいます。）が、EV（電気自動車）または PHEV（プラグインハイブリッド車）のいずれかおよびその充電設備を所有していることが適用条件です。なお、当社は、必要に応じて、お客さまご家族に対して EV または PHEV のいずれかおよびその充電設備の所有を証明する資料の提出を求めることがあります。お客さまご家族による EV または PHEV のいずれかおよびその充電設備の所有が確認できない場合、EV オクトパス 2022-06-v1（東京電力エリア）の適用をお断りすることや、当社の他の電気料金メニューへの変更をさせていただくことがあります。
  - EV オクトパス 2022-06-v1 は、当社がお客さまに供給する電気について、再生可能エネルギー指定の非化石証書を 100%利用し、実質的に再生可能エネルギー100%かつ二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をゼロとする電気料金メニューです。
  - 本メニューにおける電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）の計画値は、当社ホームページ（<https://octopusenergy.co.jp/fuel-mix-green>）をご確認ください。実績値は、前年度の実績確定後、前述の当社ホームページでお知らせいたします。
  - 当社がお客さまに供給する電気に用いる非化石証書は、再生可能エネルギー指定のものとし、発電所や電源の種類を特定するものではありません。お客さまの電力使用量が当社の想定を上回る場合や、非化石証書の調達状況が悪化した場合、および天災地変、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由が発生した場合で当社がやむを得ないと判断した際は、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用することや非化石証書の使用状況が 100% とならないこと、二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）が実質的にゼロとならないことがあります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負いません。
  
- GR RE100 プランの特徴（本項目は、当該メニューを申し込まれたお客さまのみが対象です。）
  - GR RE100 プラン\*は、当社が調達する電気にあわせて当社が FIT 非化石証書（再エネ指定）または非 FIT 非化石証書（再エネ指定）を調達することにより提供するプランです。
  - GR RE100 プランの電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）の計画値は、当社ホームページ（<https://octopusenergy.co.jp/fuel-mix-greena-re100>）をご確認ください。実績値は、前年度の実績

確定後、前述の当社ホームページにてお知らせします。

\*対象となる契約種別

- ・【GR RE100 ファミリー】 東北電力エリア／東京電力エリア／中部電力エリア  
／関西電力エリア／中国電力エリア／九州電力エリア
- ・【GR RE100 ビジネス】 東北電力エリア／東京電力エリア／中部電力エリア  
／関西電力エリア／中国電力エリア／九州電力エリア
- ・【GR RE100 動力】 東北電力エリア／東京電力エリア／中部電力エリア  
／関西電力エリア／中国電力エリア／九州電力エリア
- ・【GR RE100 ナイト割】 東京電力エリア／中部電力エリア／関西電力エリア

● その他

- 契約締結および契約変更にあたっての供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、インターネット上での開示、電子メールの送信または書面の交付その他当社が適当と判断した方法により行うことについて予め承諾の上、お申し込み下さい。
- 次項目に規定する場合を除き、電気需給約款等の変更または契約変更にあたっての供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、以下①②のとおり行うことについて予め承諾の上、お申し込み下さい。
  - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ② 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- 電気需給約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をとまなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および契約締結後の書面交付をしないことについて予め承諾の上、お申し込みください。
- 現電力会社から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、現電力会社との契約の解約にともなう不利益事項（解約金の発生やポイントの失効等）が発生する場合があります。現電力会社との契約内容をご確認ください。
- ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で、停電等により損害を受ける恐れがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置をお客様に講じていただくと同時に、その旨を当社にお伝えください。
- 現在の電力会社との契約で、既に免税、再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置を受けられており、引き続き適用を希望される方については、当社お問い合わせ窓口までお問い合わせください。
- お客さまには、自己または自己の役員が、現在かつ将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証していただきます。
- その他当社が提供するサービスの詳細は、電気需給約款、電気料金メニュー定義書、付帯メニュー定義書等をご確認ください。

● 個人情報の取り扱いについて

当社は、お客さまの個人情報を、電気等のエネルギー供給販売業（エネルギーの調達を含む）およびこれらに付帯する事業、並びに関連するアフターサービスの提供および上記各種事業に関するお知らせのために利用します。その他、個人情報の取り扱いについては、当社ホームページの「個人情報の取り扱いについて」をご確認ください。その他、電力販売に関する業務提携先と共同利用する場合があります。